全国から富山へ！富山－羽田便乗継利用促進事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　富山空港を発展させる会（以下「発展させる会」という。）は、富山－羽田便の乗継利用の促進を図るため、旅行会社が実施する富山県外発着の団体旅行のうち、富山－羽田便の乗継利用に対して、送客助成金を交付する。

（助成対象者）

第２条　助成対象事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条の規定に基づく登録を受けている者とする。

（助成の条件）

第３条　全国から富山へ！富山－羽田便乗継利用促進事業助成金（以下「助成金」という。）の対象事業は、次のすべてに該当する事業とする。

(1) 旅行日程が令和６年５月７日～６月30日、11月１日～令和７年２月28日に属するものであること。

(2) 募集型企画旅行又は受注型企画旅行であって、富山県外発着の８人以上の団体旅行で募集又は受注すること。

(3) 当該県外団体旅行者が、富山－羽田便を往復又は片道で乗継利用し、同便と乗継割引が設定されている空港を利用すること。ただし、富山空港-新千歳空港間の乗継利用は除く。

(4) 当該県外団体旅行者が県内宿泊施設に１泊以上宿泊すること。

(5) 富山県、発展させる会、富山空港国際路線利用促進協議会又は公益社団法人とやま観光推進機構からその他の補助金、助成金等を受けていない旅行であること。

（助成金交付額）

第４条　助成金の交付額は実績に基づき、送客人数に金5,000円（富山－羽田便の片道利用の場合は金2,500円）を乗じた金額とし、１コース当たりの助成金の上限額は金200,000円（片道利用の場合は、金100,000円）とする。

２ 会長は、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、必要と認めたときは、交付額の調整を行うことができる。

（助成対象事業の事前協議）

第５条　助成金の交付を希望する者は、団体旅行の概要を記載した助成金交付申請書（様式第１号）により、会長に事前に協議し、承認を得るものとする。

（助成金の交付決定）

第６条　会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定してその旨通知するものとする。

（助成金の実績報告）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかに、助成金実績報告書（様式第２号）及び助成金請求書（様式第３号）を会長に提出するものとする。

（交付決定の取消等）

第８条　会長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（特例措置）

第９条　気象条件等により予定していた便が欠航となり別の手段を利用した場合であって、会長が特に認めるときは助成金を交付することができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（様式第１号）

　　年　　月　　日

富山空港を発展させる会会長　殿

申請者　郵便番号

住　　所

名称及び

代表者名

電話番号

全国から富山へ！富山－羽田便乗継利用促進事業助成金交付申請書

全国から富山へ！富山－羽田便乗継利用促進事業助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第５条の規定により、交付申請書を提出します。

記

１ 助成金額

金　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

（１）旅行の行程（日時、富山－羽田便の便名、羽田空港からの乗継便の便名、観光地・宿泊施設の名称・所在地等）が確認できるもの

（２）参加者名簿

（３）旅行参加費の見積書（宿泊料の見積書（宿泊施設の名称・連絡先を明記したもの）など）

※（２）は、参加者が確定していない場合は、添付を省略できる。

３　連絡先

（１）担当者職名・氏名：

（２）メールアドレス：

（様式第２号）

　年　　月　　日

富山空港を発展させる会会長　殿

申請者　郵便番号

住　　所

名称及び

代表者名

電話番号

全国から富山へ！富山－羽田便乗継利用促進事業助成金実績報告書

　　年　　月　　日付けで交付決定のありました標記助成金にかかる旅行について次のとおり実施したので、同要綱第７条の規定により、報告します。

記

１ 助成金額

金　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

（１）旅行の最終行程（日時、富山－羽田便の便名、羽田空港からの乗継便の便名、観

光地・宿泊施設の名称・所在地等）が確認できるもの

（２）参加者名簿

（３）搭乗証明書又はそれに代わるもの、その他の資料の写しなど

（４）宿泊施設の領収書又は宿泊証明書の写し

※（１）及び（２）は、交付申請時の内容と変更がない場合は、添付を省略できる。

３　連絡先

（１）担当者職名・氏名：

（２）メールアドレス：

（様式第３号）

　年　　月　　日

富山空港を発展させる会会長　殿

申請者　郵便番号

住　　所

名称及び

代表者名

電話番号

全国から富山へ！富山－羽田便乗継利用促進事業助成金請求書

　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった標記助成金について、下記のとおり請求します。

記

１．助成金請求額 金　　　　　　　　　　　　　　円

２．助成金振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 取引金融機関名 | 銀行 支店 |
| 口座番号 | 普通 ・ 当座 |
| 口座名義 | カタカナ |

発行責任者及び担当者

・発行責任者　役職・氏名　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　）

・担当者　　　所属・氏名　　　　　　　　　　　　　（連絡先　　　　　　　　　　　）